

ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月1日策定

特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション
ながのフィルムコミッション

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッションの地域フィルムコミッション会員（以下、「FC」という）が行う映像撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理するものである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『「新たな生活様式」の実践例』における留意点及び「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

FCは、映像製作者と一体になって、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。また映像製作者はロケ撮影に入る際は、FCや自治体、ロケ地の管理者が設定している条件に沿って行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

FCは、映像作品を企画・製作する事業者（以下、「映像製作者」という。）が、当該作品の出演者及びその撮影に携わるスタッフ（以下、「撮影関係者」という。）が適切な新型コロナウイルス感染防止対策が講じられた環境で撮影が実施されるよう企画・製作を行い、その実施に関し撮影現場の適正性を確保する責務を果たしているかをチェックリスト等で確認した上で、ロケ撮影が可能かを調整する。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. 映像撮影支援において、映像製作者へ求める具体的な対策

① FCとの関係

- ・映像製作者は、撮影支援依頼の際に、別紙の「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト(以下:チェックリスト)」をFCや自治体、ロケ地管理者等へ提出し、感染予防の対策を講じていることを報告すること。チェックリストの提出がない場合は、撮影支援が受けられない場合があることを理解すること。
- ・映像製作者は、撮影現場に携わるすべての撮影関係者の撮影に入るまでの2週間分および撮影期間中の行動記録を、問題があれば提出できるよう確認・管理する。
- ・映像製作者は、撮影現場の責任者を明確にし、責任者はFCとの情報共有、対応、協力を努める。
- ・映像製作者は、FCおよびロケ地管理者など撮影協力者の意向を尊重し、撮影プランの変更や中止などを協議、受け入れる。
- ・映像製作者は、撮影終了後でも、撮影関係者から感染者またはその疑いのある者が出たときは、必ずFCと撮影協力者へ報告を行うこと。

② 感染予防対策について

- ・発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者(以下、「有症状者等」という。)は原則として撮影関係者として参加させないこと。
- ・映像製作者は、必ず衛生管理者(係)を配置し、衛生管理者(係)は撮影関係者の感染予防の徹底と、施設など使用した場所の消毒を行うこと。

③ 屋内での撮影について

- ・施設など屋内での撮影においては、撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし、施設の広さを考慮して3密を作らない状況で撮影を行うこと。但し、最大でも、一度に許される撮影関係者の数は、原則イベント開催の規定人数までとする。
- ・屋内での撮影後は、事前にロケ地管理者と協議した上で、必ず映像製作者の責任において消毒を行うこと。

- ・屋内での撮影の際は、一般社団法人日本映画製作者連盟などから出されている予防対策ガイドラインに沿って感染拡大の予防対策を行うこと。

④ 屋外でのロケ撮影について

- ・ロケ撮影に伴う撮影関係者の移動に関しては、密を避けるようにし、手洗い、除菌、マスク等の予防対策を必ず行うこと。
- ・車輦での移動に関しては、車輦内の消毒を適時行い、また乗車時はマスクを着用し、1台における乗車人数を最小限（社会的距離を取るなど感染防止策を取った対応）にし、必ず換気をしながら移動すること。

⑤ エキストラ募集の協力

- ・大多数の募集は、基本的に行わないこと。
- ・やむを得ず少人数のエキストラを募集する場合は、感染防止策を示したうえで、撮影関係者が行うこととする。

⑥ 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が撮影中に発生した場合、直ちに隔離して共有した物などを消毒するとともに、必ずFCと保健所へ連絡しすること。

⑦ 保健所との関係

- ・撮影関係者に感染が疑われる場合には、速やかに保険保健所に連絡し、保健所の指示に従うこと。

4. 映像撮影支援において、FC(または自治体)が行う具体的な対策

① チェックリストの確認

- ・撮影支援依頼を受ける際は、映像製作者へチェックリストの提出を依頼し、内容を確認してロケ地管理者等への協力調整を行うこと。
- ・撮影支援を行う際には、撮影関係者の撮影 2 週間前から撮影期間中の行動記録の確認・管理を依頼するとともに、チェックリストの内容が順守されているかを確認し、映像製作者と連携して情報共有に努めること。

② FC 担当者の感染防止策

- ・マスクや手袋等の着用や手指消毒を徹底すること。
- ・検温は毎日必ず行い、発熱など感染の症状がある場合は人との接触を控え、直ちに保健所等へ連絡を行うこと。
- ・撮影の際は、映像製作者と連携して、地域住民へ配慮を徹底すること。

③ 保健所との関係

- ・FCは、事前に地域の保健所へ対策の確認をしておくこと。
- ・撮影現場で感染者が出た場合の、連絡先や対策を確認し、映像製作者にも共有しておくこと。

5. 海外からの映像製作者および渡航歴のある撮影関係者について

- ・海外からの映像製作者および海外渡航歴のある撮影関係者に関しては、国が定めるガイドラインに沿って、行動すること。
- ・上記の撮影関係者が撮影に携わる場合は、ほかの撮影関係者と同様に各ガイドラインを確認して行動すること。